

## 第49回宮城県産業振興審議会

日 時 令和4年5月23日（月）  
午後2時から午後4時まで  
場 所 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

## 第49回宮城県産業振興審議会 議事録

### 1 開会

#### ■富県宮城推進室 熊谷副参事

ただいまから第49回宮城県産業振興審議会を開会いたします。

### 2 あいさつ

#### ■富県宮城推進室 熊谷副参事

開会に当たりまして、宮城県経済商工観光部副部長の佐藤より御挨拶を申し上げます。

#### ■経済商工観光部 佐藤副部長

経済商工観光部副部長の佐藤でございます。4月に着任いたしましたのでどうぞよろしくお願いたします。

本日はお忙しい中、宮城県産業振興審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃から県政運営や産業政策の推進に御理解と御協力をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

さて、今年度の産業振興審議会は、第5期みやぎ観光戦略プラン及びみやぎ森と緑の県民条例基本計画の二つの計画について御審議いただくことになってございます。

第5期みやぎ観光戦略プランにつきましては、次回の審議会において最終案の御審議をいただきまして、8月に知事に答申をいただく予定となっております。

また、本日御審議をいただきます、みやぎ森と緑の県民条例基本計画につきましては、平成30年に議員提案により制定されたみやぎ森と緑の県民条例に基づき策定されたものでございまして、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間としてございます。

計画開始から5年目となります今年度は、中間見直しを行うこととしておりまして、11月に開催予定の審議会における審議を経て、年明けの1月に知事に答申をいただく予定としてございます。本日から、その審議をいただくこととなりますので、どうぞよろしくお願申し上げます。

なお、本日の次第の4番目でございますが、富県宮城を支える県内産業の持続的な成長の実現に向け、貴重かつ重要な財源となっておりますみやぎ発展税の活用実績、それから今後のあり方について、委員の皆様には情報提供をさせていただきたいと考えてございます。

本日は、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御提案を賜りますよう、お願を申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

■富県宮城推進室 熊谷副参事

それでは、議事に入る前に、定足数について御報告いたします。

本審議会の定足数は半数以上となっておりますが、本日は委員 20 名に対し、17 名の御出席をいただいておりますので、産業振興審議会条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、本日の会議は有効に成立していることを御報告いたします。

なお、青木孝文委員、佐藤克美委員、佐藤太一委員から、本日所用のため御欠席との報告をいただいております。

次に、会議の公開でございます。本審議会は平成 12 年度の第 1 回目の会議において、公開すると決定しておりますので、今回も公開として進めさせていただきます。

それでは議事に移らせていただきます。

本日の議事は、次第のとおり 1 件となっております。

それでは、ここからの議事進行は、産業振興審議会条例第 5 条の規定に基づき、内田会長にお願いいたします。それでは、内田会長、よろしくをお願いいたします。

3 議事

(1)「みやぎ森と緑の県民条例基本計画」の中間見直しについて

■内田会長

今日はみやぎ森と緑の県民条例基本計画を御説明いただきまして、皆様方の御意見をいただきたいと思っております。活発に御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議事(1)みやぎ森と緑の県民条例基本計画の中間見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

■富県宮城推進室 熊谷副参事

それでは、みやぎ森と緑の県民条例基本計画の中間見直しについて、産業振興審議会に諮問させていただきますが、感染症対策といたしまして、諮問書につきましてはあらかじめ会長には原本を、委員の皆様には諮問書の写しを配布しております。

みやぎ森と緑の県民条例基本計画を所管しております、水産林政部長の吉田より一言御挨拶させていただきます、続けて諮問書を読み上げさせていただきます。

■水産林政部 吉田部長

水産林政部長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、御多用中にも関わらず、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

最近の社会情勢につきましては、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が全国的に下げ止まりにある中、感染抑制と社会経済活動の両立を図ることが重要となっております。

また、ロシアによるウクライナ侵攻に伴い、世界経済の先行きに対する不確実性が高まっているほか、急激な円安の進行が、家計や企業の経済活動に与える影響にも注意が必要な状況と認識しております。水産林政部といたしましては、様々な課題に対し、関係団体とも連携を図りながら、水産業・林業の振興・発展に取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、今後とも御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、今回御審議いただきますのは、みやぎ森と緑の県民条例基本計画の中間見直しについてでございます。

現計画は、平成30年3月に策定し、計画期間が平成30年度から令和9年度までの10年間でありますが、今年度で計画開始から5年目を迎えることから、この間の社会情勢の変化等を踏まえ、中間見直しを行うものでございます。

平成30年の策定当時は、利用期を迎えた森林資源を活かしながら、東日本大震災の被害から復旧した林業・木材産業の競争力強化を図ることや、津波で甚大な被害を受けた海岸防災林の早期復旧、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響によるきのこ・山菜類の出荷制限解除と生産再開、これからの新しい森林、林業・木材産業を担う人材の育成などが課題となっておりました。

これから御審議いただきます中間見直しに当たりましては、これまでの施策の取組状況や実施点検結果のほか、国の制度改正など、森林、林業・木材産業を取り巻く状況の変化などを御説明申し上げ、今後の方向性や必要な施策などについて御助言をいただきたいと考えております。

委員の皆様には、幅広い見地から忌憚のない御意見をいただければと存じております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、諮問書を読み上げさせていただきます。

諮問事項、みやぎ森と緑の県民条例基本計画の中間見直しを行うに当たって、見直しの方性に関して検討いただくとともに、基本計画の見直し案について答申していただくよう求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

## ■内田会長

ただいま吉田部長から、みやぎ森と緑の県民条例基本計画の中間見直しについて、諮問されました。

産業振興審議会全体及び水産林業部会での審議を経て、答申を行うこととなりますので、活発な御議論をお願いいたします。それでは事務局から諮問内容等について、説明をお願いします。

## ■林業振興課 大信田課長

林業振興課の大信田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、御説明させていただく内容ですが、初めに、我が県の森林・林業の現状及び現行の「みやぎ森と緑の県民条例基本計画」の概要について御説明させていただき、その後、基本計画の中間見直しについて御説明させていただきます。

それでは、右上に参考資料1と書かれたA4カラーの資料で、「みやぎの森林・林業」という資料を御覧ください。

2ページをお開き願います。本県の土地利用の現況ですが、左上の円グラフのとおり、県土面積は72万8,000ヘクタールであり、このうち森林は、民有林と国有林を合わせて41万4,000ヘクタールで、県土面積の約57%を占めております。森林のうち、緑色の部分、民有林は28万4,000ヘクタールで、県土面積の39%を占めております。

今回、諮問しております基本計画につきましては、この民有林の部分を対象としているものでございます。

民有林の樹種別面積は、中段の表のとおりとなっておりますが、スギを中心とする人工林が、民有林全体の53%となっております。その下にある緑色の横棒グラフは、民有林の材積の推移を示したものです。昭和40年頃の民有林の材積は、人工林・天然林合わせて約1,000万立方メートルでしたが、令和2年には、およそ6倍に当たる約6,400万立方メートルまで増加し、森林資源が成熟して利用時期を迎えている状況となっております。

3ページをお開き願います。こちらでは、森林が持つ様々な働きについて紹介しております。森林は、木材など林産物の供給のほか、水源のかん養や山地災害の防止など、県民の暮らしを支える重要な働きを持っています。特に、地球温暖化の防止や脱炭素の観点から、森林が持つ二酸化炭素を吸収・固定する働きが国際的にも重要視されているほか、森林の循環利用は、「持続可能な開発目標」SDGsの達成に貢献するものとなっております。

5ページをお開き願います。中段の青色の棒グラフは、人工林の林齢別面積となります。横軸が植栽してからの林齢、縦軸が面積となっており、51年生～65年生の辺りの面積が大変多く、戦後植栽された人工林が本格的な収穫の時期を迎えている一方、グラフの左側、若い人工林が極端に少なく、将来の森林資源を確保し、持続可能な林業を実現する上で、伐採・収穫後の再造林を計画的にしっかりと進めていく必要があります。

次に7ページをお開き願います。一番下段に、山元立木価格の推移を示したグラフがございます。山元立木価格は、丸太の市場価格から、伐採、造材、搬出等の生産諸経費を差し引いた価格で、森林所有者の手元に残る収入の目安と捉えることができます。グラフのとおり長期的に減少しており、現在は、昭和55年のピーク時の1/6以下の、3,144円となっております。このため、森林整備の省力化・低コスト化をさらに進めていく必要があります。

8ページを御覧願います。下段左側の棒グラフのとおり、林業就業者数は長期的に減少傾向にありますが、折れ線グラフのとおり50歳以上の割合は、やや減少し、高齢化の改善が見られます。右側の棒グラフは、新規就業者数の推移になります。年度によって増減がありますが、ここ数年は毎年50人前後で推移している状況にあります。

9ページをお開き願います。木材の生産・加工・流通の現状についてですが、中段の棒グ

ラフを御覧願います。県内の素材生産量は、令和2年で57万6,000立方メートルとなっております。黄色の部分ですが、合板工場が、平成15年頃から、原料となる丸太を外材から国産材に切り替え始めたことで、それまで減少傾向にあった素材生産量が増加に転じ、近年は、約60万立方メートル程度で推移しております。用途別にみると、約5割が合板用、3割が製材用、残りがチップ用となっております。下段右側のグラフは、県内の素材需要量を示しています。令和2年の素材需要量は約120万立方メートルで、先ほど御説明した県内素材生産量の約2倍の需要があり、隣県からも丸太の調達が行われております。

ここまで、本県の森林・林業の現状について御説明させていただきました。

次に、現行の「みやぎ森と緑の県民条例基本計画」の概要について、御説明させていただきます。

右上に参考資料2と書かれたA4カラーの資料で、「みやぎ森と緑の県民条例基本計画」の概要版を御覧ください。

1ページをお開き願います。1の策定経緯ですが、平成30年4月に議員提案によるみやぎ森と緑の県民条例が制定され、時期を同じくして、本産業振興審議会での審議を経て策定した「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」が、同条例に基づく基本計画と位置づけされました。この基本計画は、森林・林業行政の中長期的な指針となるものであり、本県の目指すべき森林、林業・木材産業の将来像と行政運営の理念、取り組むべき施策などを提示しております。2の計画期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間となっております。

2ページを御覧ください。基本計画で目指している将来像は、4の目指す姿の概念図及び5の理念にあるとおり、環境や木材資源、地域や人など様々な循環と共存により、県内の森林、林業・木材産業が活力あふれる循環型産業として成長すること。また、森林の持つ多面的機能が発揮され、県民が安心して暮らせる宮城の実現を目指しております。この目指す姿を実現するために、6に記載のとおり、政策I～IVまで、政策推進の4つの基本方向と12の取組を掲げ、各種施策に取り組むこととしております。なお、12の取組の主な内容につきましては、3ページ、4ページに記載のとおりです。

5ページ、6ページをお開き願います。ここにある5つのプロジェクトは、計画期間の中で、特に力を注いでいくべき取組を「重点プロジェクト」として5つ設定しているもので、多様な主体と連携しながら推進することとしております。

それでは、右上に資料1と記載されているA3判の資料を御覧願います。みやぎ森と緑の県民条例基本計画の中間見直しについて、御説明申し上げます。

「1はじめに」に記載しておりますが、今回の中間見直しにつきましては、基本計画の策定から5年目を迎えることから、これまでの取組状況を検証するとともに、社会情勢の変化等も踏まえ、必要な取組を迅速に進めるため、中間見直しを行うものでございます。

「2基本計画の概要」につきましては、先ほど御説明いたしましたので省略いたします。

「3基本計画の目標指標達成状況」についてですが、基本計画では、各取組の実現状況を検証するために、合計18の目標指標を設定しております。中間時点の目標値に対する達成

状況を見ますと、達成状況が100%以上のものが6項目、達成状況が80%を超え、概ね達成していると判断できるものが8項目、達成状況が80%未満で、達成率が低いと判断されるものが4項目となっております。

資料2-1と2-2で、主な取組内容について御説明いたします。

はじめに資料2-1を御覧ください。

「政策Ⅰ 林業・木材産業の一層の産業力強化」については、左上の①生産性の高い林業の実現に不可欠な高性能林業機械の導入や、木材加工流通施設の整備を支援しております。また、③新しい木質建材であるCLTの普及や、⑤県産材木造住宅の支援等に取り組んでおります。これらの取組の結果、目標指標の達成状況は、右側上のグラフのとおり、素材生産量は、概ね計画どおり目標を達成しております。

次に、「政策Ⅱ 森林の持つ多面的機能のさらなる発揮」については、①間伐や路網整備の支援を行うとともに、②伐採と造林の一貫作業の普及等により、再生林の推進に取り組んでおります。また、③松くい虫被害対策として、被害木の伐倒駆除や、被害跡地への抵抗性マツの植栽などを進めているほか、④治山対策により、山地災害の防止に努めております。これらの取組に対する目標指標の達成状況は、右側のグラフのとおりですが、間伐面積につきましては、人工林の多くが利用期を迎えていることから、森林の施業内容も、収穫のための主伐にシフトしてきており、間伐面積は3,000~4,000ヘクタール程度で推移しております。松くい虫被害による枯損木量は、目標レベルまで被害が減少しております。

資料2-2を御覧ください。

「政策Ⅲ 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成」については、②産業界、NPO、行政など幅広い主体が参画する「みやぎ森林・林業未来創造機構」を設立し、今年4月には、同機構が運営主体となる「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」が本格開校いたしました。今後は、機構を中心に関係者と緊密に連携しながら、担い手の確保・育成と、就業環境の改善に向けた取組を進めてまいります。これらの取組に対する目標指標の達成状況ですが、新規就業者については、40人~50人程度で推移しており、目標を下回る状況となっております。人口減少により様々な産業で労働力確保が課題となっている中、林業は他産業に比べて労働環境に課題が多いことが要因と思われます。

「政策Ⅳ 東日本大震災からの復興と発展」については、①津波により甚大な被害を受けた海岸防災林の復旧は、昨年4月までに全ての植栽が完了し、現在は、下刈りなどの保育を進めるとともに、民間団体等と連携して、被災した沿岸地域の交流人口拡大や震災教訓の伝承などの取組に着手しております。また、②原発事故に伴う、特用林産物の出荷制限解除に対する支援や、③特用林産物の普及PR等に取り組んでおります。これらの取組に対する目標指標の達成状況ですが、原木きのこ出荷制限解除生産者数は、着実に増加し、概ね目標を達成しておりますが、県内のきのこ用原木林は、震災から11年が経過した今も、きのこ栽培に利用することが出来ないなど、震災の影響や課題が残されております。

ここまで、基本計画の取組状況と目標指標の達成状況について御説明させていただきます。

した。

資料1にお戻りください。右上「4森林、林業・木材産業を取り巻く状況」についてですが、現行の基本計画策定後に、社会情勢や、国・県の施策などにも状況の変化が見られております。

まず情勢の変化として挙げられるものに、ウッドショックがあります。世界的な木材需給の逼迫と価格の上昇が生じ、国内では、輸入材の不足から、国産材の需要が急速に高まり、木材価格も上昇しております。

二つ目に、自然災害の頻発化・激甚化があります。県内では、東日本大震災後も、令和元年東日本台風災害や、昨年2月及び今年3月の福島県沖を震源とする地震など、度重なる大規模な自然災害が発生しており、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策が求められております。

国の施策に関する動きでは、平成31年4月に「森林経営管理法」が施行されました。手入れが行き届かない森林を対象に、森林所有者に代わって、市町村が主体となって森林を管理する新たな仕組みが導入され、その財源として、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。また、昨年6月に国の「新たな森林・林業基本計画」が策定されているほか、昨年10月に木材利用促進法が改正され、法律の名称及び目的に、脱炭素社会の実現を位置づけ、対象が、これまでの公共建築物から、建築物全般に拡大されました。県の施策につきましては、令和2年12月に策定した「新・宮城の将来ビジョン」に、人口減少社会への対応やSDGsの理念を反映した取組を盛り込んでおります。

次に「5中間見直しの方向性（案）」について御説明いたします。赤色の帯で表示しております「中間見直しの基本方針」ですが、事務局といたしましては、「理念」や「目指す姿」、全体構成に関しましては、現行計画のとおりとしたいと思っております。その上で、国の新しい制度や計画、また、個々の情勢変化の内容については、基本計画の中にしっかりと落とし込み、整理してまいりたいと思っております。

青色の帯のところになりますが、事務局として、中間見直しに当たり検討が想定される事項について、章ごとに記載させていただきました。なお、第4章は、表の右側に、現計画で関連しそうな取組箇所を参考に記載しております。

一番下の黄色い帯のところですが、目標指標につきましても、達成率が低位なものや、逆に、既に目標を達成しているものに関しては、施策の内容や、目標値などについて再検討した上で、見直しに反映させてまいりたいと考えております。

以上で、私の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

## ■内田会長

ただいま、事務局から説明いただきましたが、説明内容や資料について、皆様から御質問や御意見をお伺いしたいと思います。

最初に私から概要をお話しさせていただきますが、宮城県は森と樹木がかなり多い県の



一つであると思います。戦後、日本では、山に杉等の木を大量に植えて、これまで大きく成長してきたことを以前に聞いておりました。しかし、建築材料や家具などには、硬さの不足であまり使われずに、外国からの木材を中心にして、日本の森林産業は発展しなかったように思います。ところが、今回の資料を拝見しまして、最近、外国からの木材が大きく減って、日本の木材がかなり使われるようになったとのことで、大変驚きました。この根拠の一つは、木材の加工技術や建築との連携が進行してきた努力があるようでございます。さらに、森林関係が大雨による川への流水を抑えたり、炭酸ガスを減らして、大気の上で太陽光が地球に吸収されるのを抑えて、地球温暖化防止に貢献したり、山や森林の観光に貢献するという事など、この資料を読ませていただいて大変魅力を感じました。

特に、参考資料1の13ページに条例がございますけれども、実はこれに感心をいたしました。普通、こういう文章は儀礼的とか形式的なものと思っておりましたが、ここでは、県や県知事、森林関係者が、どういう努力をしたらいいかということが大変わかりやすく書かれております。これによって、今後の宮城県の森林関係が大いに発展していくと期待されます。課題もあると思いますが、ぜひ皆様の御意見を伺いたいと思います。

#### ■高橋（昌）委員

産電工業の高橋です。よろしく申し上げます。

資料1でちょっと驚いたんですけど、新規林業就業者数は実績で42とあるんですけども、これは単位が10とか100ではなくて、42人なのでしょうか。県内で40人しかいないということですか。

#### ■林業振興課 大信田課長

資料2-2で記載させていただいておりますグラフのとおり、林業への新規就業者数は年間40名~50名になっております。

#### ■高橋（昌）委員

ちょうど人工林がそろそろ使えそうと、参考資料1の5ページのグラフにあったんですけど、材料はあるんですけども、この人数であれば、なかなか大変じゃないかなという印象がありました。

それから、資料2-1に木質バイオマスの事例が書いてあったんですけど、資料1の3で、目標57に対して64の設備を導入と書いてあるんですけども、実際にバイオマス発電を実施したのはいいんですけども、材料となる木材チップは、果たして県内で生産したものを使っているのかという数字がなくて。私は4~5年前の経験ですけども、なかなか地元からの木質チップの供給が難しく、実際には県外から、又は輸入品を使ってやっていた記憶があったんですけど、最近のことがよくわからなくて何とも言えないんですけど、燃料のチップは県内のものを使っているかどうかというのをお聞きしたいです。

#### ■林業振興課 大信田課長

まず、バイオマス設置施設数につきましては、資料で御提示しているとおおり、目標に対して順調に設置数が増えている状況にあります。ただ、今、委員からお話ありましたとおおり、その設置した木質バイオマス施設で、県内の木質材料を原料にきちんと使われているのかというところですが、現状としては、製材端材や、解体端材等の利用とか、輸入の木質ペレットが多くを占めておりまして、いわゆる県内の森林から製材用とか合板用として使われる木材を切り出すわけですけれども、その時に利用されずに残っているのが未利用材と呼ばれる部分で、その活用につきましてはなかなか進んでいないのが現状でございます。

そういったところにつきましては、今回は目標指標自体は達成しているんですが、施策の取り組み方としては、そういった部分についても、何らかのてこ入れを今後していくとか、そういった検討がこれから必要じゃないかという認識を持っています。

#### ■高橋（昌）委員

地元の材料を使ってやるのが一番いいかなと思うんですけど、経験上、どうしてもコストが上がってしまって、目の前に木材があるけどもなかなか使えないというのが現状です。そういった意味で、何とかコストをダウンしながらも使えるような仕組みをつくると、地産地消じゃないですけども、すごく有効活用できるのかなと思いました。

#### ■内田会長

この木材というのは、本来の建築とか何かの材料に使う場合と、それから今のようなバイオマスに使う場合がありますけども、価格的には建築などに使う方が高価で、あまり使えないものをバイオマスという理解でいいですか。

#### ■林業振興課 大信田課長

林業では、A材、B材、C材という呼び方をしています、A材というのは柱材や板材として製材品として使われる、どちらかという品質と言いますか素性が良いものはそういったところに出します。それは価格も当然そちらの方が良いということで、森林組合さんとか、出される場合にはそうしています。それよりも少し曲がりはあるけども、使えるというものは、合板用に持ってきます。これをB材と呼んでいます。合板用の場合は、4メートル位に玉切りして使いますので、一本のまっすぐな木じゃなくてもある程度の曲がりとかが許容できるということで、合板用に持っていく。それ以外の、なかなか製品として使いにくい部分につきましてはチップ用として活用したりということで、今ウッドショック等の関係で木材価格が上がってきていますけども、これまでの林業といいますと、木材価格の低迷でなかなか林業の生産性が上がらないというのが大きな課題になっている中で、やはり無駄なく使う、そのためにはそれぞれ適したところを、製材用、合板用、チップ用という形で無駄なく使う、それによって利益を上げていこうという取組を林業全体としてはやってき

たということでございます。

#### ■木村委員

宮城中央森林組合の木村と申します。よろしくお願いたします。

こちらは林業事業体ですので、木材生産をしながら、現場で林業技能者の人たちに働いてもらって、林業をやっております。

先ほど新規就業者のお話がありまして、本当に 42 人なのかというお話でしたけれども、こちらの事業体でも毎年 2 人か 3 人かという形での新規就業をさせているところです。

一度に例えば 10 人とか 20 人とか雇い入れできないというところは、作業内容が機械を使ったり刈り払いチェーンソーを使ったり、資格が必要であったりということで、他の産業に比べて、一人で働けるようになるまでは時間がかかる産業ということもあり、なかなか新規就業者が増えない、希望者が少ないというのと、受け入れる林業事業体自体が、一度に多くの人を育成できないという現状があるところです。

説明の中で、みやぎ森林・林業未来創造カレッジが今年本格的にスタートしたということでお話ありましており、こういった形で新規就業に対して後押ししていただきながら、林業事業体としても、人材を確保しながら、新規就業させるだけではなくて、いかに長く働いてもらえるかというところに力を入れておりますので、今後、数を増やすというよりは、長く働いていく人、技術を持った人を増やすといった視点で見ていただいてもいいのかなと思います。その目標が、年間 100 人とか数字が出ておりますけれども、数だけではないところで、目標値を検討いただくのもよろしいのかなと感じております。

もう一つ、間伐実施面積が少ないというところと、森林経営計画の策定率が低いというところの現況がございました。また、森林経営管理制度が始まって、これもなかなかすぐに集積されて、実施されているという事例が少なくなっているかと思えます。ここでの問題はおそらく、森林は境界が明確ではないというところが大きな課題になっておりますので、こういった施業数量とか、経営計画の策定率とか、森林経営管理制度というところに取り組んでいく中で、やはりその境界をいかに明確にして、施業できるようにするかというところを解決する具体的な取組も、どこかに入れ込んでいただきたいというのが希望です。

林地台帳が導入されて、どれだけ効果を発揮するのかなというところも考えていましたけれども、これも市町村の状況によって、取扱いが進んでいないところは進んでいない、利用できていないところも多いというところがありますので、そういったところうまく活用できるように取り組んでいただけるといいのかなと思います。

もう一点、再生林についてのお話もありましたが、森林所有者の現況をお話させていただくと、山に拡大造林で木を植えてきた方々が、今 70 代から 80 代になっております。当組合の組合員さんも高齢化が進んでおまして、お話する相手は大体 70 代の皆さんです。その方たちは、林業の大切さも山を手入れしなきゃいけないこともよく理解なさっているのです、やれるなら手入れをしたいと皆さんおっしゃいます。ただ、その下の世代の方、息子さんた

ちからすると、山が比較のお荷物というか、税金はかかるけれども収入がないぞというところで、山に対する価値観というのがどうしても下がってしまっているのが、所有者の方々が、将来40年後に向けて木を植えようかという気持ちになりにくいというのが、現状ありますので、主伐して再生林というところを重点に置いていくときに、所有者の現況と、安心して再生林できるような具体的な制度みたいなものを明確にさせていただけると、我々いろいろ事業体も頑張らなければいけないと思っておりますが、そこは連携しながら考えて、取組に入れ込んでいただけると良いのかなと感じました。

### ■林業振興課 大信田課長

今お話のありました間伐の実施量とか、森林経営計画の策定率といった部分は、それぞれの問題ではなく、やはり繋がっている問題だと思っております。それぞれが関連し合っていて、どれかがうまくいかないと全体としてなかなかうまくいかないという状況があると思えます。

その中で特に御指摘いただいた境界の明確化、明確でない部分に対する支援ということですけども、お話の中にも出ていました、林地台帳については、今までの森林調査のもとになっている森林簿と呼ばれる情報よりは、はるかに情報の精度が上がってきていると思っております。ただ、委員からお話がありましたとおり、市町村によってばらつきがあると思っております。その辺につきましては、市町村とも連携しながら、もともとの森林計画図と林地台帳とのすり合わせ・精度の向上であったりとか、そういったものを一緒に取り組みながら、現場でより活用しやすいものになるように努めていきたいと思っております。

それから再生林についてですけども、再生林につきましては県としましても大変危機意識を持ってしまして、喫緊の課題で取り組んでいかなければならないと考えております。

再生林が進まない理由はいろいろあると思うんですけども一番大きな理由としては、主伐で得られた収入に対して、そのあとの再生林に要する費用が非常に大きくて、そのためにせつかく主伐をしても、主伐の収入が再生林者の手元に残らない。だから植えたくない、植えてまた次の子供の代に面倒を残したくないというような状況が、今の所有者の方達にあると思えます。このため、再生林を進めていくためには、どうしても森林施業の省力化や低コスト化というのは進めていかなければならないと考えております。

特に再生林費用のどの部分かと言われたときに、まず植えるときの苗木代とその植えたあとの下刈りに多くの経費を要しておりますので、この部分の下刈りの省力化、低コスト化等に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

県でも、再生林を推進するために、そういった省力化に向けた誘導も、補助事業と絡めながら実施しておりますし、再生林につきましては、これまで以上に補助金等についても嵩上げしながら省力化に取り組んでいただけた方には、より多くの補助金が出るような仕組みづくりをしながら、連携、連動するような形で進めているところでございます。

なお、いろいろまた委員の先生方からも御助言いただきながら、よりよい制度にしてい

たいと考えております。

#### ■内田会長

ありがとうございます。森林とかこういった部門に若い人たちがどんどん入ってきていただくには、魅力を感じていただくことが一つと、それから価値が高くなって収入も増えていくことも重要と思います。そのためには、例えば工業系とも連携して効率を上げていって、そして利益が上がるような、いろんなことが考えられそうです。そうすぐに簡単にという訳にはいきませんが、御配慮いただけると良いかなと思いました。

#### ■水産林政部 中村副部長

一点、補足させていただきます。先ほど大信田課長から、市町村との連携というお話をしたところですが。確かにこれまで民有林行政というのは、県が主体的にリードしてきたところがありました。昨今、森林経営管理法の施行をはじめ、市町村の役割というのが非常に重要視される時代になってまいりました。お話がありました境界の明確化にしても再生林の問題にしても、台帳の整備にしても、やはり市町村との連携という部分をこれからなお一層強化していかなければならないという認識を持っています。

担い手の問題にしても、今後は地方創生という観点からも、市町村と、林業だけではなくて農業とか水産とか、様々な分野と連携しながら、林業の担い手という部分を考えていかなければならないような時代に入ってきているのかと思っております。そうした意味で、より一層、市町村との連携という部分を検討させていただければと思っております。

#### ■水野委員

水産の方もやっぱり若い人たちが入ってこないということで大変なんですけども、その点からすると、研修会の開催等ぐらいしか触れていないので、この辺の後継者の育成ということが非常に大事だと思うんです。現在、環境と成長の好循環というのは世界のテーマですから、そういうものを共に学んでいける環境というんですか、そこに魅力を感じてもらえるような環境を作っていかないと難しいんじゃないかと思えます。今、円安で外国からいろんなものが入ってくるのが大変高くなってきていくと、すぐに日本がそこに追いつけるのかというと、またこれも違うと思えますし、国内でこのように生産と循環をできる素材について、もう少し後継者、まず後継者がいなければ、すべて始まらないということになります。

水産の方でも一般加工とって魚を切るところは後継者というか、全然人が集まらない。いくら出しても集まらない。外国人でさえ水産の魚を切る会社には来ないということが、現状としても起きていますので、すばらしい素材と環境に合った職業であり、今後の日本についても十分に重要だということを、多くの若い人たちが理解するチャンスをもっとこの中に、あるべきじゃないかと。木を育てるなら人を育てなくちゃいけないんだという観点がもうちょっと強くていいのかなという感じがしました。

## ■滝澤副会長

森林と就業者という話がありましたけども、県内の木材加工の方はどういう形で伸びているのかと。逆に言うと、需要がどれだけ伸びてきて、というところが、通常の木材、木材住宅というよりは、いろんなCLTパネルのような新しい素材という方向は出てくるような気がするんですけども、その点は宮城県内の状況としてはいかがでしょうか。

## ■林業振興課 大信田課長

参考資料1の9ページが木材の県内の需要量になっています。9ページの一番下で、令和2年度はコロナの影響で一時需要量が減少していますけれども、基本的にはこのところは増加傾向にあって、120万立方メートルぐらいの木材需要で推移しています。

ただ、委員からお話ありましたとおり、世の中は人口減少社会に向かっておりますので、今までの木材の主要な需要先というのは、住宅が多くございましたので、今後その部分に今までのような同じぐらいの需要を期待していくというのはなかなか難しいのかなと思っています。そういう中で、県としましても、これまでの住宅とは違う住宅以外の分野、具体的には公共施設であったり、中高層のビルのようなところに、木材を多く使っていたりするようなところも取り組んでいきたいと思っています。木材利用促進法も昨年10月に変わって、国でもそういったところを明確に打ち出しながらアプローチしてくれるような環境になってまいりましたので、今後、住宅以外のそういった分野についても、需要の創出に向けて取り組んでいけたらと思っています。

## ■高橋（知）委員

緑水亭の高橋でございます。観光の立場で少し感じたことなんですけれども、資料2-1にございます林業・木材産業の一層の産業力強化ということで、主な施策というところで、いくつかいろいろな取組が出ていますんですが、③にありますCLT等普及促進協議会ということで、市内や県内にそれらを使ったベンチですとか、そういったブロック塀などがこうありますと書いてありまして、CLTって何なのかなというところで、いろいろ資料を見ながら参考資料1の10ページに、CLT普及の取組というのがございまして、こういうのを読みますと、観光地にもこういった活用されたベンチなどが多くあるといいなと思ひまして。外国の観光名所ですとか外国と比べますと日本とか特に宮城県はベンチが少ないなというのはすごく感じておりました。今までですとコロナ対策や防犯対策などであまり置かないという傾向にあったかと思ひますけれども、宮城の観光地などは自然豊かな景観を楽しんでいただくという、東北ならではのそういう観光地ですので、こういった宮城の林業が、それらのところにベンチとしてあると素敵なのかなと、それらを見た若者や子供たちが何かを感じてくだされば、後継者問題にも繋がっていくのかなと思ひますし、そういうCLTのもので箱物、大きなものを作るとなると大変だと思いますので、ベンチをたくさん県内の観光地や人が集まる場所に、宮城の木材を使った、人が集うような素敵なものが増え

ていくと良いのかなということを思いました。

#### ■内田会長

私も同感でございます。桜並木のところに行っても、やはりベンチが非常に少なかったりしまして、ベンチがあるともっともっと皆さんたくさん集まるんじゃないかと感じます。

いろいろ御意見ありがとうございました。

このみやぎ森と緑の県民条例基本計画の中間見直しについては、水産林業部会でさらに御審議をいただくことにしたいと思いますので、藤野部長をはじめ、部会委員の皆様方よろしく願いいたします。なお時間の関係でお話できなかった御意見や御質問等がございましたら、後日、事務局まで御連絡いただきますようお願いいたします。

以上で議案については終了といたします。それでは事務局の方に進行をお返しします。

## 4 情報提供

### 「みやぎ発展税」活用実績等と今後のあり方について

#### ■富県宮城推進室 熊谷副参事

次に次第4「情報提供」に移ります。

「みやぎ発展税」活用実績等と今後のあり方について、説明いたします。

#### ■富県宮城推進室 平塚室長

富県宮城推進室 室長の平塚と申します。よろしく願いいたします。

情報提供資料1を御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、先週20日の県議会・運営委員会において報告、公表したものでございます。こちらにつきまして、みやぎ発展税の導入の経緯でございますが、宮城の将来ビジョンに掲げました「富県宮城の実現」を目指しまして、平成20年3月に法人事業税の超過課税として導入をしているものでございます。平成25年、平成30年、それぞれ課税期間を5年ずつ延長をしているところでございます。「2今回の検討経過」でございますが、現在の課税期間が令和5年2月28日まで、来年の2月末までとなっておりますことから、県庁内で今後のあり方について検討したところでございます。その結果、「4今後のあり方」でございますが、下線をつけておりまして、この発展税につきましては、現行の課税制度のまま、5年間延長することが妥当であるという結論に至ったところでございます。「5今後のスケジュール」でございますが、今後、関係機関への説明などを経まして、御意見をちょうだいした上で、9月に招集されます県議会定例会に、宮城県県税条例等の改正案を提案したいと考えてございます。

続きまして、情報提供資料2を御覧ください。「IIみやぎ発展税の概要」でございますが、超過税率といたしましては、みやぎ発展税導入時の県税条例に定めます法人事業税の税率の5%相当額を課税することとしておりまして、適用法人としましては、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人等と定めてございます。基金の概要でございますが、この発展税

によります税収は、富県宮城推進基金に積み立てまして、税収額及びその用途を明確にするようにしております。今年度末の基金残高の見込みについては、中段の表がございますが、積立額A、活用額Bを差し引きましたA-Bの合計欄がございますとおり、残高が約161億円となる見込みでございます。このうち企業誘致に関連します、みやぎ企業立地奨励金におきましては、将来交付することを約束した金額が約155億円ございまして、こちらの155億を除きますと、カッコ内に記載しておりますとおり、実質的に今後活用可能な基金残高額が約5.9億円となっているところでございます。次に「IVみやぎ発展税活用事業の実績と成果等」でございます。こちらにつきましては産業振興パッケージ、震災対策パッケージということで、それぞれ活用をしております。 (1) 企業集積促進におきましては、企業立地の関係で、奨励金の交付が69件、新規雇用者数が4,883人となっております。またその他、技術高度化支援におきましては、県内企業の技術力向上、あるいは取引の拡大を図ったほか、 (3) 中小企業・小規模事業の活性化、それから人材育成促進や人材確保支援に取り組んでおります。また、地域産業振興促進におきましては、農業水産加工業への支援のほか、観光業に対する支援など、こちらのみやぎ発展税を活用しまして、県内の産業振興に幅広く活用させていただいたところでございます。

次に資料右上の「V本県を取り巻く状況」でございますが、県内の経済情勢につきましては、県が目標としておりました10兆円の県内総生産につきましては、平成30年度に名目で到達をしております。また製造品出荷額につきましても平成30年度に、過去最高額を記録したところでございます。今後、県の施策等につきましては、新・宮城の将来ビジョンあるいは、中小企業・小規模企業の振興に関する条例に基づきまして、各種施策を着実に展開していきたいと考えております。またその下でございますとおり、県内で発生する自然災害につきましては、多様化・激甚化しております。風水害などの災害にも、今後対応を強めていく必要があると考えております。一方、県の財政状況につきましては依然として厳しい状況が見込まれておりますことから、通常の財源だけでこういった対応を行うことが難しい状況だと考えてございます。

これらの状況を踏まえまして、「VIみやぎ発展税の今後のあり方」の右から二つ目の箱にありますとおり、特に人口減少社会の中で県経済の持続的な発展、あるいはDXなどの新たな課題といったものに積極的に取り組んでいく必要があると考えておりますことから、緑色で記載しておりますとおり、現行の課税制度による5年間の期間の延長が必要であるとと考えております。延長した場合の税収がございまして、年間50億円と試算しております。5年間で約250億円となるところでございます。現在までの残高161億円を加えました約411億円。こちらが所用額と想定をしておりますが、企業奨励金として既に約束している部分を除きますと、実質今後活用可能な額が約256億円と見込んでございます。事業実施に当たっての活用の考え方でございますが、激甚化する自然災害に対応するため、震災対策パッケージとして取り組んでおりましたものから、災害対策パッケージに再編しまして、広く災害に対応していくとともに、DXやカーボンニュートラルなど、新たな課題に積極的に取り組



組んでいきたいと考えております。また産業振興パッケージにつきましては、みやぎ企業立地奨励金を継続しまして、半導体産業・情報関連産業のさらなる集積を目指すほか、人口減少社会を見据えまして、中小企業・小規模事業者の生産性の向上を図るためのDX、デジタルトランスフォーメーションの推進、あるいは、高度な技術を持ちます人材、特に外国人材や県内企業とのマッチング、こういった事業を実施していきたいと考えております。なお、こちらに記載しております金額につきましては、あくまでも現時点における目安でございます。今後各方面からいただいた御意見を踏まえまして、今後の取組の内容についてはさらに深めてまいりたいと考えております。情報提供につきましては以上でございます。

#### ■熊谷副参事

こちらにつきまして、御質問等ございませんでしょうか。

今後で結構でございますので、御意見、御質問等ございましたら事務局までお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

## 5 その他

#### ■富県宮城推進室 熊谷副参事

それでは次第の5「その他」になります。事務局から今後の産業振興審議会の開催スケジュールについて御説明いたします。参考資料4を御覧ください。

次回、第50回宮城県産業振興審議会においては、8月上旬を目処に、第5期みやぎ観光戦略プランの最終案及び本日御審議いただきました、みやぎ森と緑の県民条例基本計画の中間案について御審議いただく予定としております。みやぎ観光振興プランにつきましては、8月下旬に会長から知事へ答申いただく予定となっております。また、11月中旬を目処に第51回審議会を開催し、みやぎ森と緑の県民条例基本計画の最終案を御審議いただき、その後、会長から知事へ答申をいただく予定となっておりますので、御承知願います。

事務局からは以上となりますが、皆様から何かございますでしょうか。

特にないようでございますので、第49回宮城県産業振興審議会を閉会させていただきます。なお、次回の部会及び全体会の開催日時等につきましては、後日改めて御連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。